

# がん予防重点健康教育及び がん検診実施のための指針（抜粋）

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

1

## がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

(健発第0331058号 平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知 平成28年2月4日一部改正)

種類	対象者	方法	実施回数
① 胃がん検診	50歳以上の者(胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない)	問診に加え、胃部エックス線検査、または胃内視鏡検査	原則2年に1回(当分の間、胃部エックス線検査を年1回実施しても差し支えない)
② 子宮頸がん検診	20歳以上の女性	問診、視診、子宮頸部細胞診、内診	2年に1回
③ 肺がん検診	40歳以上の者	問診、胸部エックス線検査 及び 咳痰細胞診	年1回
④ 乳がん検診	40歳以上の女性	問診 及び マンモグラフィ	2年に1回
⑤ 大腸がん検診	40歳以上の者	問診 及び 便潜血検査	年1回
⑥ 総合がん検診	40歳及び50歳の者	①～⑤までに規定するすべてのがん検診を同時に実施するもの	1年に1回行うがん検診については当該年度において、2年に1回行うがん検診については当該年度及び次年度において、その実施を要しないものとする。

2

# がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

(健発第0331058号 平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知 平成28年2月4日一部改正)

## 実施体制

- ①がん検診に習熟した検診担当医及び検診担当臨床検査技師等が確保されていること
- ②規定する検診項目、結果の通知、記録の整備及び事業評価が実施されていること
- ③各部会<sup>注)</sup>において、この指針及び「健康診査管理指導等事業実施のための指針」に基づくがん検診の評価、指導等が実施されていること
- ④その他精度管理に関する事項が適切に実施されていること

注) 「健康診査管理指導等事業実施のための指針」に基づき、都道府県に、生活習慣用検診等管理指導協議会が設置され、同協議会の下に、がんに関する部会(胃がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会及び大腸がん部会をいう。以下、「各部会」)が設置されている。

3

# がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

(健発第0331058号 平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知 平成28年2月4日一部改正)

## 受診指導

- ①目的:がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を指導することにより、的確な受診が確保されることを目的とする。
- ②対象者:がん検診の結果「要精検」と判定された者
- ③実施内容:がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を指導する。指導後も精検未受診の者に対しては、再度、受診勧奨を行う。医療機関との連携の下、受診の結果等について把握する。特に、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合、検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めること。また、その結果を報告するよう求めること。個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を参照すること。
- ④記録の整備:受診の有無、受診指導及び当該受診指導後の受診状況の記録は、がん検診の記録と合わせて台帳を作成・管理するなど、継続的な受診指導等に役立てる。
- ⑤その他:各部会<sup>注)</sup>は、受診指導の実施状況について把握し、広域的な見地から精検受診率を向上させるための具体的な改善策を検討する。

注) 「健康診査管理指導等事業実施のための指針」に基づき、都道府県に、生活習慣用検診等管理指導協議会が設置され、同協議会の下に、がんに関する部会(胃がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会及び大腸がん部会をいう。以下、「各部会」)が設置されている。

4

# がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

(健発第0331058号 平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知 平成28年2月4日一部改正)

## 事業評価

- ① 科学的根拠に基づく検診を、受診率向上を含めた適切な精度管理の下で実施することが重要である。
- ② がん検診の事業評価を行うに当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率等の「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠である。

5

# がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

(健発第0331058号 平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知 平成28年2月4日一部改正)

## 実施体制

- ① がん検診に習熟した検診担当医及び検診担当臨床検査技師等が確保されていること
- ② 規定する検診項目、結果の通知、記録の整備及び事業評価が実施されていること
- ③ 各部会<sup>注)</sup>において、この指針及び「健康診査管理指導等事業実施のための指針」に基づくがん検診の評価、指導等が実施されていること
- ④ その他精度管理に関する事項が適切に実施されていること

## 受診指導

- ① 目的：がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を指導することにより、的確な受診が確保されることを目的とする。
- ② 対象者：がん検診の結果「要精検」と判定された者
- ③ 実施内容：がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を指導する。指導後も精検未受診の者に対しては、再度、受診勧奨を行う。医療機関との連携の下、受診の結果等について把握する。特に、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合、検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めること。また、その結果を報告するよう求めること。個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を参照すること。
- ④ 記録の整備：受診の有無、受診指導及び当該受診指導後の受診状況の記録は、がん検診の記録と合わせて台帳を作成・管理するなど、継続的な受診指導等に役立てる。
- ⑤ その他：各部会は、受診指導の実施状況について把握し、広域的な見地から精検受診率を向上させるための具体的な改善策を検討する。

## 事業評価

- ① 科学的根拠に基づく検診を、受診率向上を含めた適切な精度管理の下で実施することが重要である。
- ② がん検診の事業評価を行うに当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率等の「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠である。

注) 「健康診査管理指導等事業実施のための指針」に基づき、都道府県に、生活習慣用検診等管理指導協議会が設置され、同協議会の下に、がんに関する部会(胃がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会及び大腸がん部会をいう。以下、「各部会」)が設置されている。

6